

Discussion Paper Series

**RIEB**

Kobe University

DP2020-J16

コロナ禍の第一波が中小企業に与えた影響と  
信用保証の対応

家森 信善  
相澤 朋子

2020年10月29日



神戸大学 経済経営研究所

〒657-8501 神戸市灘区六甲台町 2-1

# コロナ禍の第一波が中小企業に与えた影響と

## 信用保証の対応

神戸大学経済経営研究所 家森信善  
日本大学商学部 相澤朋子

### 要旨

2020年3月以降、本格化したコロナ禍の第一波に対して、中小企業に深刻な影響が生じた。それに対して、これまでにないような大規模な政策対応がとられた。本稿は、主要な信用保証協会のデータを使って、コロナ禍の第一波における都府県レベルでの信用保証の動向を詳しく調べた。その結果によると、コロナ禍の影響はあらゆる業種に及んでいるが、業種によって影響の大きさには違いがあり、かつ、ショックの広がりにも時間的なズレがあった。地域的にも信用保証の利用の伸びには時期的なパターンに違いがあったり、利用の伸びの大きさに地域的な違いもみられた。今後、こうした地域的な違いがどのような要因（たとえば、地方自治体の支援姿勢や地域金融機関の利用姿勢、さらには、保証協会の対応能力など）によって生じるのかを精査する必要がある。

### 1. はじめに

2020年にはいると、COVID-19の感染が世界的に広がっていき、直接的な感染による被害に加えて、感染防止のための措置（移動の制限など）によって、世界経済は大きな悪影響を受けた。IMFのWorld Economic Outlookによると、2020年1月の段階での2020年の世界経済の成長率は3.3%であったが、4月の改定では-3.0%に大幅に引き下げられ、さらに6月の改定では-4.9%へと引き下げられた。IMFによる日本の2020年の成長率の見通しも、1月には0.7%であったが、4月に-5.2%となり、6月には-5.8%と連続的に引き下げられた。

こうした危機時に悪影響を強く受けやすいのが中小企業であることから、本稿では、コロナ禍における日本の中小企業への影響を分析し、中小企業に対する公的な金融支援、とりわけ信用保証制度による支援状況を明らかにする。なお、本稿では2020年1月から7月の変化を分析対象にし、この時期を便宜的にコロナ禍の第一波と呼ぶことがある<sup>1</sup>。

---

<sup>1</sup> 2020年1月4日にWHOは、中国の湖北省武漢で肺炎のクラスターが発生したと報じた。厚生労働省によると、日本でCOVID-19による最初の死亡者は2020年2月13日に

本稿の構成は以下の通りである。第 2 節では、COVID-19 の経済的なインパクトについての代表的な研究を紹介する。第 3 節は、コロナ禍の第一波が中小企業に与えた影響を振り返る。第 4 節は、信用保証を含めた中小企業に対する公的な金融支援について簡単に整理しておく。第 5 節は、信用保証制度による資金繰りの支援の実態について計数の確認を行っている。その際、各信用保証協会のデータから、コロナ禍の第一波における都府県レベルでの信用保証の動向を詳しく調べた点が本稿の特徴の一つである。第 6 節は、本稿のまとめであり、コロナ禍の第一波において実施された政策を評価するために、今後の分析が必要な課題について述べる。

## 2. 先行研究

COVID-19 の影響が広がるとともに、そのインパクトおよび政策対応についての研究が精力的に行われている<sup>2</sup>。いくつか代表的なものを紹介しよう。

Carlsson-Szlezak et al. [2020a]は、コロナ禍が経済を攻撃する要因を 3 つに分けて説明した。まず、消費者信頼感に直接的な打撃を与える。消費者を自宅にとどめて財・サービスの支出を制約するので、長期的に消費者は悲観的になると考えた。また、金融市場での資産価格の下落は家計資産を減らすので、資産効果から消費を減少させるという消費者信頼感への間接的な打撃もある。上記の需要ショックだけでなく、コロナ禍で供給が中断されるとサプライチェーンを詰まらせて、生産の中止や一時解雇が発生するという供給側のショックもある。

Baldwin [2020]は、COVID-19 が引き起こした経済的ショックを 3 種類に分けた。一つ目は労働者が病気になることで一時的に失業するのと同じ状態にさせ、生産量を減少させる経済ショックである。2 つ目は疫学曲線を平坦化させるために工場やオフィスを閉鎖したり、旅行を禁止することによる経済ショックである。3 つ目は企業や消費者が待機モードになることで旅行やホテルの宿泊を減らすという期待ショックである。家計は企業に対して資本や労働を提供し、企業はそれらを使って生産を行い、家計は賃金を受け取って生産物を買うという循環があるので、循環のどこかで中断があると経済の減速を引き起こす。

一方、Bodenstein et al. [2020]は、不作為のマクロ経済コストを計算するために、疫学モデルと経済モデルを統合し、米国の産業連関表を使い 2 部門経済モデルで分析した。社会的距離や封鎖などの抜本的な公衆衛生対策をしない場合には、感染者の人口シェアは 65 日後に 41% でピークに達する。症状のある感染者は回復するまで働くことができないため労働供給が減少し、不作為の直接的なマクロ経済コストが発生する。感染曲線を滑らかにす

---

発生し、3 月 2 日からは学校が一斉に休業した。

<sup>2</sup> たとえば、Covid Economics (<https://cepr.org/content/covid-economics-vetted-and-real-time-papers-0>) は、2020 年 3 月に第 1 号が発刊されてから 2020 年 10 月 24 日までで 53 号が刊行されている。

るように設計した社会的距離をとる政策として、自宅から労働サービスを提供できる労働者に対して在宅勤務を要請すると、通勤中の他人への感染や他人からの感染の可能性を減らすことができる。これにより供給制約を緩和できるので間接的なマクロ経済コストを削減できる。この結果、不作為の場合は付加価値を 40%減らすのに対して、社会的距離や封鎖などの公衆衛生対策をした場合は 20%の減少で済むことを示した。

Bodenstein et al. [2020]のシミュレーションでは付加価値は V 型回復を示した。Carlsson-Szlezak et al. [2020a]は、1918 年のスペイン風邪、1958 年の H2N2 (アジア) インフルエンザ、1968 年の H3N2 (香港) インフルエンザ、2002 年の SARS の時に回復経路として V 字型を示したことを明らかにした。

Baldwin [2020]は政府が個人や企業の不必要な破産を減らし、人々が働いていなくても支出を続けるための資金を確保する施策を実施するべきだと主張した。Gourinchas [2020]は、景気後退を軽減するために、発展途上国では、IMF、世界銀行、地域開発銀行など国際機関からの資金援助が必要である一方、先進国では公的債務の一時的な増加が可能であるので、適切なタイミングで経済政策を実施するべきだと主張した。具体的には、第一に労働者が家賃や公共料金の支払いなどを継続するために、雇用の確保や一時解雇の支援策、第二に企業の借入れ条件の見直しや税金などの支払い猶予、第三に銀行の不良債権の増加に対して金融システムを支援するための支出が必要だと主張した。Carlsson-Szlezak et al. [2020b]は、経済の供給面への悪影響を和らげるために、危機が起きている間や返済期間に家計や企業に無利子のローンを提供するなど、迅速かつ効果的に政策を実施するべきだと主張した。Carlsson-Szlezak et al. [2020a]は、特に中小企業がキャッシュフローの制約により経営に悪影響が生じる可能性があるとは指摘した。

Bartik [2020]は、2020 年 4 月に、アメリカの中小企業に対してコロナショックの影響を尋ねるアンケート調査を実施した。その結果、次のような結果が得られている。レイオフや事業の一時閉鎖が広範に起こっており、1918 年のスペイン風邪の時よりもインパクトは大きい。中小企業は危機に脆弱で、平均的な企業の手元資金はごくわずかである。政策に対する期待は大きい、多くの企業が支援策の手続きや資格要件について不安を持っている。

Adams-Prassl et al. [2020]は、2020 年 3 月と 4 月のデータを使って COVID-19 が英国、米国、ドイツの労働市場で自営業者・雇用者といった働き手の特徴、正規雇用・非正規雇用といった雇用形態、その仕事の在宅勤務可能性などの仕事の特徴、性別や年齢、学歴などの個人の属性が減給や失業に与える影響を明らかにした。彼らによると、ドイツ連邦政府は、中小企業やフリーランサー、自営業者を支援するために最大 5 人の従業員を抱える企業は 3 か月間最大 9,000 ユーロ、最大 10 人の従業員を抱える企業は、最大 15,000 ユーロの一時金を受け取ることができる緊急支援プログラムを実施し、各州は追加の支援プログラムを実施していることを紹介した。英国では、自営業者は最大 3 か月間月額 2,500 ポンドの上限まで利益の 80%に相当する助成金を請求できる支援策を実施することが決定された。

Zoller-Rydzek and Keller [2020]は、COVID-19 による景気の悪化は、需要の減少によっ

て生じ、危機後に需要は元に戻ると考えた。彼らは個人が CES 型効用関数を最大化するように財の需要量を決め、それらの財の需要を考慮して、様々な生産性を示す企業が利益を最大化するモデルを作成した。政府の保証付き債務水準が低すぎると、倒産する企業が増加するので、短期的に失業率が上昇する。しかしながら、政府の保証付き債務水準が高すぎるとゾンビ企業を多く作り出してしまい、それらの企業は将来的には倒産するため、長期的な公的支出の増加につながることを明らかにした。

### 3. コロナ禍の第一波の中小企業への影響

#### (1) 急激な売上の減少

日本政策金融公庫は、小規模企業を対象にアンケート調査を毎月実施している（「全国小企業月次動向調査」）<sup>3</sup>。同調査に基づいて、Figure 1 は、今回のコロナショックにおける売上 DI の推移を示している。一方、対比するために、Figure 2 は、リーマンショック（2008年9月）の前後の売上 DI の推移を示したものである。この調査における売上 DI は、前年同月比で「増加」企業割合から「減少」企業割合を引いたものであり、1年前と比べて売上が増えた企業と減った企業の割合を示している。

ここから、リーマンショックに比べて、今回のコロナショックの特徴として次の3点を指摘できる。第一に、リーマンショックにおいても、売上 DI は大きく落ち込んだが、下落傾向は2008年1月から続いており、リーマンショックと言われるものの時間的にはかなり幅のある下落であった。一方、コロナショックでは、下落は2020年3月と4月に顕著であり、ショックが急激に起こっている点である。これは、企業にとっては、まったく前触れのないショックであったことを意味する。

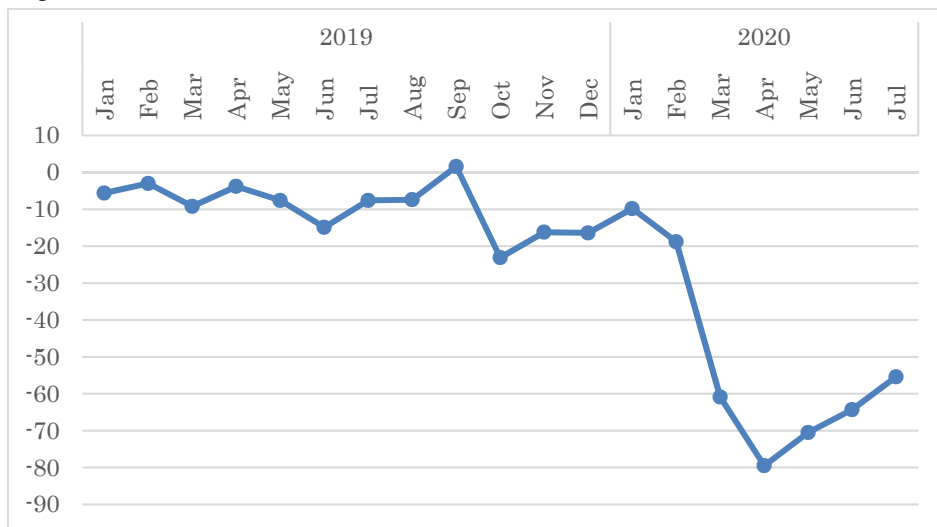
第2に、リーマンショックの際の売上 DI は-50を底にしていたのに対して、コロナショックでは、-80まで低下している。つまり、悪影響を受けた企業が非常に多いことを意味している。

第3に、本稿執筆時点では7月の計数までを利用しているが、4月をボトムにして水準としては低いものの3カ月で30ポイント近くの改善傾向が見られる点である。

---

<sup>3</sup> 回答企業は約1,300社。

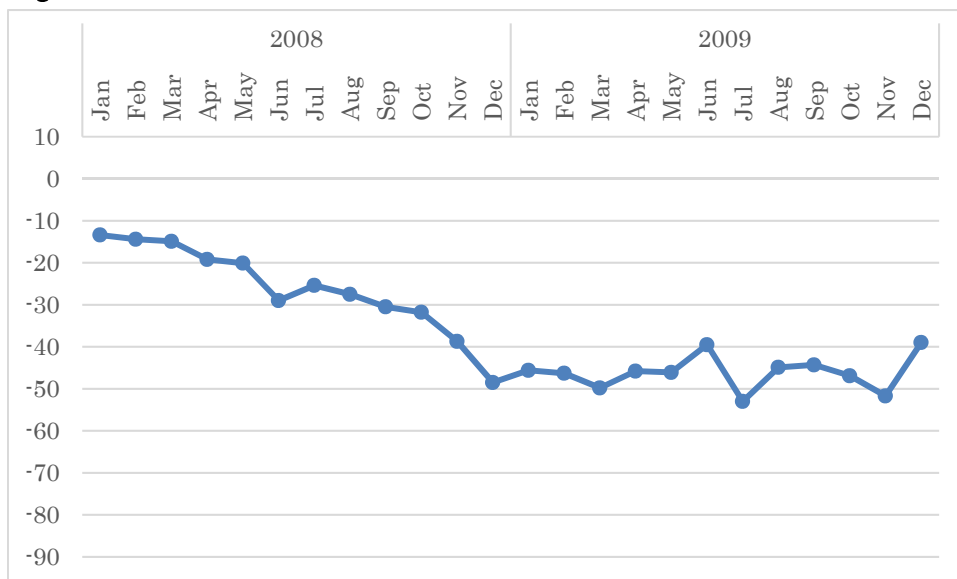
Figure 1 コロナショック時の売上 DI



注：季節調整値

出所：日本政策金融公庫「全国小企業月次動向調査」

Figure 2 リーマンショック時の売上 DI



注：季節調整値

出所：日本政策金融公庫「全国小企業月次動向調査」

## (2) 業種による影響の違い

Table 1 は、業種別に 2020 年 1 月、4 月、7 月の売上 DI を整理したものである。飲食業の売上 DI は 2020 年 4 月には -100 となり、全ての企業が悪化を選択していることになる。2020 年 1 月にはプラスの値を記録していたことから、わずか 3 カ月で売上状況が一変したことがわかる。製造業と非製造業を比較すると、非製造業の方がマイナスのインパクトが大

きかったこともわかる。一方、4月から7月への変化をみると、建設業では悪化が続く一方で、他の業種では回復している。また、売上DIの水準は-60ほどである業種が多いが、卸売業では-47と相対的には悪化の度合いが小さい。

このように、コロナ禍の第一波が中小企業の経営に与えた影響を特徴付けると、短期間に、非常に大きな売上の落ち込みが生じたこと、および、全ての業種で悪影響が生じているが、影響の生じ方やタイミングに違いが見られることである。

**Table 1 業種別の売上DI**

	Jan	Apr	Jul	Change (Jan→Apr)	Change (Apr→Jul)
All	-9.8	-79.5	-55.4	-69.7	24.1
製造業	-21.0	-69.0	-60.0	-48.0	9.0
卸売業	-14.7	-67.8	-46.7	-53.1	21.1
小売業	-19.5	-76.9	-51.1	-57.4	25.8
飲食店	2.2	-100.0	-60.1	-102.2	39.9
サービス業	-4.2	-87.4	-60.4	-83.2	27.0
建設業（受注額）	-13.5	-43.7	-50.2	-30.2	-6.5
運輸業	-7.5	-75.4	-57.8	-67.9	17.6
非製造業	-8.9	-81.0	-54.9	-72.1	26.1

### (3) 地域別の違い

Table 2 は、2020年6月30日までのCOVID-19の検査陽性者および死者数の都道府県別の状況を示している。人口10万にあたりの検査陽性者で並べてみると、東京都、石川県、北海道、富山県、大阪府が20人以上となっている。一方で、徳島県、鹿児島県、鳥取県、岩手県では1人以下となっている。このように、都道府県によって感染の広がりには大きな違いが見られた。

大同生命保険は、毎月、取引先の中小企業に対してアンケート調査（大同生命サーベイ）を実施している。2020年7月の調査（実施時期7月1日～7月28日）では、新型コロナウイルス感染症の影響について詳しく尋ねている。7月調査については、12,892社が回答している。幸い、我々は、本調査の個票データの提供を大同生命保険から受けることができたので、詳細に影響を分析することができる。

新型コロナウイルスの感染拡大による事業への影響（2020年2月以降から現在）について尋ねたところ、「マイナスの影響が出ている」が8,760社（72.9%）、「影響はない」が2,897社（24.1%）、「プラスの影響が出ている」355社（3.0%）であった。この大同生命サーベイにおいても、4社に3社という高い割合で中小企業に悪影響が出ていることが確認できる。

「マイナスの影響が出ている」企業の比率を悪影響率と呼ぶことにして、全国の47都道府県について悪影響率を計算して、高いものから並べてみたものがTable 3である。悪影響率が最も高いのが京都府であり、石川県、愛知県、香川県が80%以上となっている。東京都や大阪府という大経済圏もそれぞれ78.0%、76.1%と全国平均に比べて高い値となって

いる。一方で、65%未満という道県も9つある。このように、コロナ禍の第一波の悪影響の度合いは地域的に異なることがわかる。

**Table 2 COVID19 の検査陽性者と死者数 (2020年6月30日まで)**

		10万人あたり陽性者数	10万人あたり死者数			10万人あたり陽性者数	10万人あたり死者数
1	東京都	44.7	2.3	24	茨城県	6.1	0.3
2	石川県	26.4	2.4	25	広島県	6.0	0.1
3	北海道	23.8	1.9	26	佐賀県	5.8	0.0
4	富山県	21.7	2.1	27	大分県	5.3	0.1
5	大阪府	20.6	1.0	28	福島県	4.4	0.0
6	福岡県	16.6	0.6	29	宮城県	4.1	0.0
7	神奈川県	16.3	1.0	30	栃木県	3.9	0.0
8	福井県	15.9	1.0	31	新潟県	3.8	0.0
9	埼玉県	15.4	0.9	32	長野県	3.8	0.0
10	千葉県	15.3	0.7	33	島根県	3.6	0.0
11	京都府	14.7	0.7	34	香川県	2.9	0.0
12	兵庫県	12.9	0.8	35	熊本県	2.8	0.2
13	高知県	10.6	0.4	36	山口県	2.7	0.0
14	沖縄県	9.8	0.5	37	三重県	2.6	0.1
15	山梨県	9.1	0.1	38	静岡県	2.2	0.0
16	群馬県	7.9	1.0	39	青森県	2.2	0.1
17	岐阜県	7.9	0.4	40	秋田県	1.7	0.0
18	滋賀県	7.1	0.1	41	宮崎県	1.6	0.0
19	愛知県	6.9	0.5	42	岡山県	1.4	0.0
20	和歌山県	6.9	0.3	43	長崎県	1.3	0.1
21	奈良県	6.9	0.2	44	徳島県	0.8	0.1
22	山形県	6.4	0.0	45	鹿児島県	0.7	0.0
23	愛媛県	6.1	0.3	46	鳥取県	0.5	0.0
				47	岩手県	0.0	0.0

出所) 厚生労働省「各都道府県の検査陽性者の状況(空港検疫、チャーター便案件を除く国内事例)」 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_13931.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13931.html)



Table 3 コロナ禍の第一波の悪影響の度合い（都道府県別）

Rank	Prefecture	悪影響率	サンプル数	Rank	Prefecture	悪影響率	サンプル数
1	京都府	82.3%	231	24	青森県	72.1%	61
2	石川県	81.7%	240	25	奈良県	70.6%	68
3	愛知県	80.5%	784	26	神奈川県	69.8%	496
4	香川県	80.0%	75	27	岩手県	69.5%	95
5	静岡県	79.9%	279	28	千葉県	69.3%	502
6	富山県	79.2%	120	29	高知県	69.1%	68
7	東京都	78.0%	1211	30	鹿児島県	69.0%	100
8	福井県	77.7%	157	31	島根県	69.0%	87
9	群馬県	77.4%	168	32	愛媛県	68.7%	115
10	山形県	76.9%	121	33	福岡県	67.7%	406
11	岐阜県	76.7%	133	34	滋賀県	67.5%	40
12	新潟県	76.1%	159	35	大分県	67.5%	126
13	大阪府	76.1%	1209	36	長崎県	67.3%	147
14	鳥取県	75.8%	95	37	宮城県	67.0%	345
15	山梨県	75.3%	93	38	沖縄県	65.4%	81
16	兵庫県	75.2%	335	39	岡山県	64.8%	125
17	徳島県	75.0%	48	40	秋田県	64.8%	88
18	広島県	73.9%	268	41	佐賀県	64.8%	176
19	三重県	73.3%	86	42	山口県	64.7%	329
20	熊本県	72.7%	143	43	福島県	63.9%	108
21	長野県	72.4%	239	44	宮崎県	62.5%	88
22	埼玉県	72.2%	1390	45	和歌山県	61.3%	80
23	栃木県	72.2%	212	46	北海道	60.8%	411
				47	茨城県	58.1%	74

(4) 企業規模別の影響の違い

Table 4 は、売り上げ規模別の悪影響率を示している。表の8つの区分では、最も大きな「30 億円以上」での悪影響率が高いが、規模の小さな企業でも決して低くなく、規模と悪影響率については明確な関係は見出せない。

Table 4 売り上げ規模別の悪影響率

売り上げ規模	悪影響率
3 千万円未満	75.0%
3 千万円～5 千万円未満	75.4%
5 千万円～1 億円未満	72.5%
1 億円～3 億円未満	70.9%
3 億円～5 億円未満	70.8%
5 億円～10 億円未満	74.6%
10 億円～30 億円未満	72.1%
30 億円以上	78.7%

#### (5) 業種細分類での影響の違い

先に日本政策金融公庫の売上 DI を使って業種別の影響を見たが、大同生命サーベイではサンプル数も多くより細かな業種の分類が可能である。Table 5 では 14 の業種別に悪影響率を計算して、高いものから順に並べてみた。宿泊・飲食サービス業が最も悪影響を受けており、運輸・郵便業（個人タクシーなど）の比率も高い。逆に、建設業が相対的には影響が軽微であったことになる。

Table 5 コロナ禍の第一波の悪影響の度合い（業種別）

	悪影響率	サンプル数
宿泊・飲食サービス業	95.1%	309
運輸・郵便業	82.4%	461
製造業	82.0%	2406
卸売業	81.0%	1261
小売業	79.2%	1381
生活関連サービス業、娯楽業	78.2%	303
その他サービス業	74.8%	1113
教育・学習支援業	72.5%	69
情報通信業	68.9%	222
医療・福祉業	68.2%	283
農林漁業	64.3%	70
学術研究、専門・技術サービス業	61.6%	318
不動産・物品賃貸業	60.9%	676
建設業	58.5%	2723

#### 4. 中小企業に対する公的な金融支援

##### (1) 3つの政策対応

コロナ禍の第一波の深刻な影響を受けて、政府は様々な政策を実施した。Table 6 に示したように、これらは 3 つに分類できる。第 1 に、政府系金融機関による直接融資の拡充である。第 2 は、信用保証制度の拡充である。そして、第 3 は、民間金融機関に対する融資や返済条件の緩和要請である。

Table 6 コロナ禍の第一波における政策対応

##### 政府系金融機関による直接融資の拡充

- 新型コロナウイルス特別貸付
- 商工中金による危機対応融資
- 新型コロナウイルス対策マル経融資
- 特別利子補給制度（実質無利子）
- セーフティネット貸付の要件緩和

### 信用保証制度の拡充

- セーフティネット保証 4号・5号
- 危機関連保証
- 民間金融機関における実質無利子・無担保融資

### 民間金融機関に対する要請

注：経済産業省のHP資料に基づいて筆者作成。

### (2) 政府系金融機関による直接融資

日本政策金融公庫、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫などの政府系金融機関がそれぞれに直接融資を拡大している。このうち、金額的に中心になるのは日本政策金融公庫である。

Table 7は、日本政策金融公庫の国民金融部門の融資実績の推移を示している。1月から4月にかけて件数ベースでいえば毎月倍増するペースで拡大し、6月には20.9万件、2兆4000億円の融資を実行している。1年前の2019年6月は2.3万件、1524億円の実績であったので、件数で9.0倍、金額で15.8倍となっている。

Table 7 日本政策金融公庫の国民金融部門の融資実績 (2020年)

	件数	金額 (億円)
Jan	19434	1062
Feb	32029	1483
Mar	60791	3205
Apr	127675	10700
May	183017	17018
Jun	208576	24022
Jul	120151	14179
Aug	55782	6061

出所：日本政策金融公庫のHP資料。

[https://www.jfc.go.jp/n/company/national/g\\_gaikyo.html](https://www.jfc.go.jp/n/company/national/g_gaikyo.html)

### (3) 民間金融機関による条件変更

民間金融機関に対する要請としては、大きく分けると、既存の融資の返済についての条件の緩和を求めるものと、新規資金の提供の要請の2つがある。

2020年3月6日に、麻生財務大臣兼金融担当大臣は談話「新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について」を発表し、「既往債務について、事業者の状況を丁寧にフォローアップしつつ、元本・金利を含めた返済猶予等の条件変更について、迅速かつ柔軟に対応すること」を要請した。また、この取組状況を金融庁に報告することも民間金融機関に求めることにした。

Table 8 は、銀行の貸付条件の変更に関する実績である。申し込み後に審査等が行われるので実行には若干のラグがあるが、申し込みベースでは4月に約5万件を記録している。謝絶は1%未満に抑えられており、申し込みをした企業のほとんどで条件変更が認められている。また、申し込み件数では4月がもっとも多く、8月には4月比で6割ほどに減っている。

**Table 8 中小企業に対する貸付条件の変更の状況（銀行）**

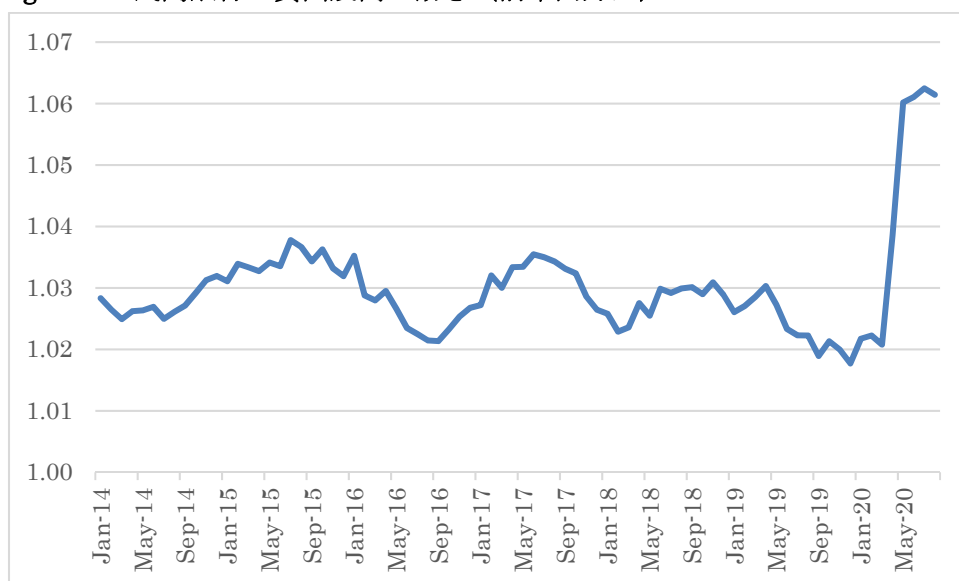
	申し込み件数	実行(A)	謝絶(B)
Mar	26592	9963	33
Apr	49312	31725	52
May	39793	36056	63
Jun	40362	45282	445
Jul	36466	37287	616
Aug	31447	32159	460

#### (4) 民間金融機関の貸出

Figure 3にみるように、民間金融機関の貸出もコロナ禍の第一波を受けて急増している。ただし、その急増を支えているのが、政府による信用補完である。特に、5月からの伸びは、政府による補助により、当初の3年間について金利と保証料をゼロにでき、最大5年間の据置期間を設定できるようになったことが大きい。

この信用保証による補完については、第4節で詳しくみる。

**Figure 3 民間銀行の貸出残高の動き（前年同月比）**



## 5. コロナ禍の第一波における信用保証制度による資金繰り支援

### (1) 信用保証制度の拡充

コロナ禍の深刻化を受けて、政府は信用保証制度の拡充を行ってきた。その概要は Table 9 にまとめたとおりである。まず、セーフティネット保証 4 号（突発的災害の発生に起因して売上高等が減少している企業が対象）の発動で対応を始めた。

しかし、それでは対応しきれないために、3 月に危機関連保証を発動することになった。この危機関連保証は、2018 年の信用保証制度の改革で導入されたもので、今回が初めての発動であった。この制度の下では、売上高等が急減する中小企業・小規模事業者が、一般保証（最大 2.8 億円）及びセーフティネット保証（最大 2.8 億円）とはさらに別枠となる危機関連保証（最大 2.8 億円）の合計 8.4 億円までの保証が利用可能となるものである。なお、セーフティネット保証 4 号と危機関連保証は、責任共有制度の対象外（つまり、100%保証）である。

**Table 9** 信用保証制度の拡充

2020 年 2 月 28 日	セーフティネット保証 4 号を発動
2020 年 3 月 6 日	セーフティネット保証 5 号の対象に緊急的に 40 業種（旅館・ホテル、食堂、レストラン、フィットネスクラブなど）を指定
2020 年 3 月 11 日	危機関連保証を初めて発動
2020 年 3 月 11 日	316 業種をセーフティネット保証 5 号の対象として追加指定。
2020 年 3 月 23 日	令和 2 年度第 1 四半期の対象業種として 587 業種を指定
2020 年 4 月 8 日	セーフティネット保証 5 号の対象業種の追加指定
2020 年 5 月 1 日	民間融資についての保証料をゼロにする措置発動

### (2) 保証制度利用の全国的な状況

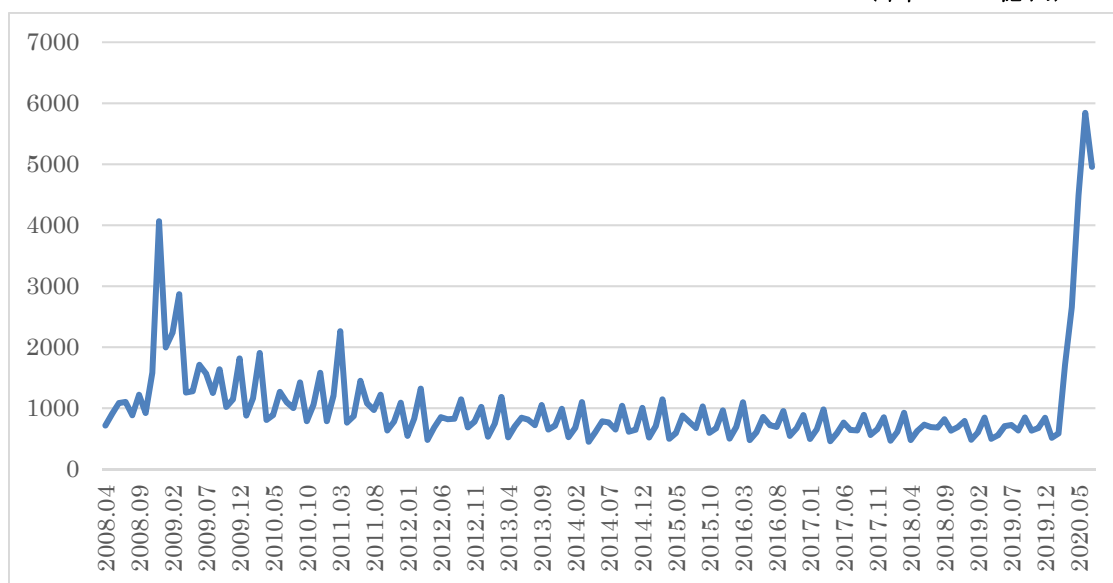
Figure 4 は、2008 年 4 月から 2020 年 7 月までの全国の信用保証協会の保証承諾額の推移を示したものである。1 カ月で 2 兆円を超えたのは、2008 年 12 月から 2009 年 3 月のリーマンショックの影響を受けた時期、2011 年 3 月の東日本大震災が発生した時期、そして、今回のコロナ禍の第一波の時期である 2020 年 4 月から 7 月（本稿執筆時に利用できた最新時点）までの 3 回である。

リーマンショックとコロナ禍の第一波のインパクトの大きさを信用保証の保証承諾と比較してみよう。リーマンショックの発生によるピークは、2008 年 12 月の 4.1 兆円であり、2008 年 12 月から 2009 年 3 月の 4 カ月の合計は 11.2 兆円であった。一方、コロナ禍の第一波でのピークは、2020 年 6 月の 5.8 兆円であり、2020 年 4 月から 7 月までの 4 カ月の合計は 17.9 兆円である。このように、コロナ禍の第一波はリーマンショックに比べて、ピ

一ヶ月で1.4倍、ピークの前後の4カ月間の累計で1.6倍となっており、これまでにない規模のインパクトがあったことがわかる。

Figure 4 信用保証承諾の推移

(単位：10億円)



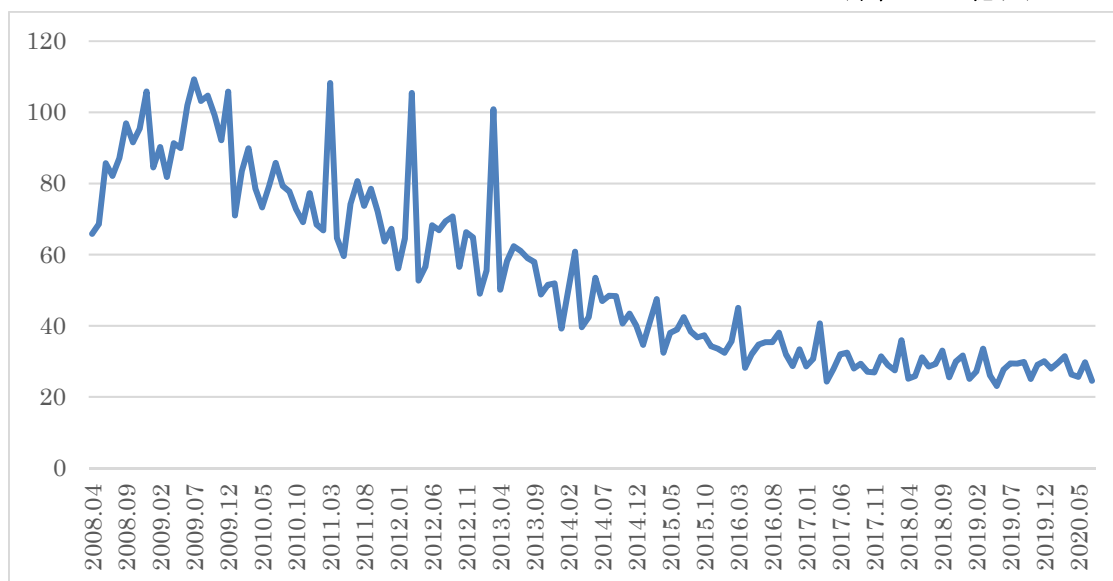
(出所) 信用保証協会連合会 (JFC)

Figure 5 は、代位弁済の月次の推移を示したものである。代位弁済とは、返済ができなくなった借り手に代わって信用保証協会が金融機関に対して債務を弁済することを意味している。したがって、企業倒産の代理変数ともいえる。リーマンショック時には、2008年12月から2009年12月にかけて、1カ月で1000億円を超える代位弁済が何度も発生した。その後は、決算期末である3月に代位弁済が急増したことがあるが、減少傾向が続いた。つまり、リーマンショックの場合には、ショックが起こったのとほぼ同時に代位弁済が増え、保証利用のピーク期間(2008年12月から2009年3月)から1年ほどは代位弁済が高い水準にあった。

コロナ禍の第一波については、2020年7月までの段階では代位弁済には目立った変化がみられない点が、リーマンショック時とは違っている。リーマンショック時に比べて、より一層の資金繰り支援が実施されたために、ここまでは企業倒産を少なく抑え込むことに成功していると評価できる。

Figure 5 代位弁済額の推移

(単位：10 億円)



### (3) 地域別の特徴

第3節でみたように、コロナ禍の第一波の影響は地域によって異なっていた。この点を信用保証のデータから確認してみよう。

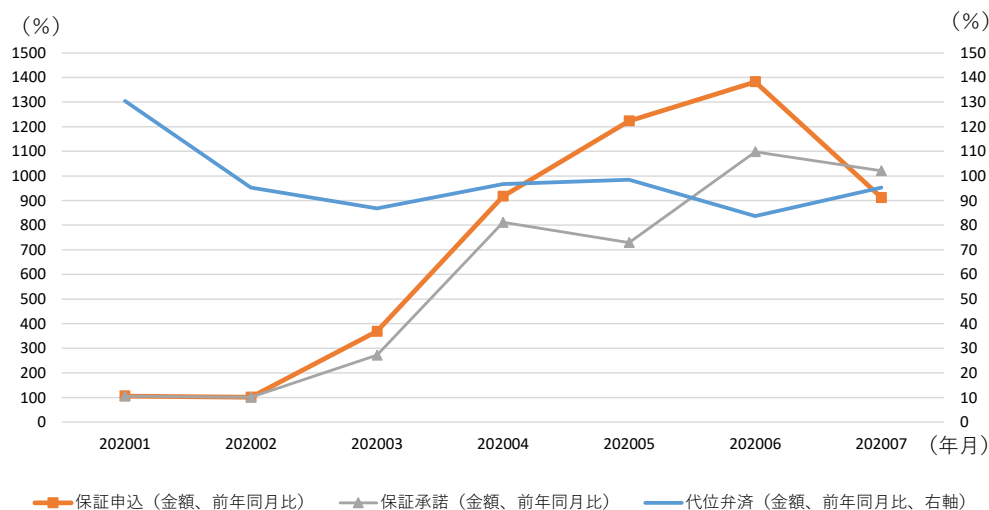
ただし、各信用保証協会によって開示されているデータの頻度や詳細さが異なる。本稿では、主要な地域として、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県に所在する信用保証協会の開示データに基づいて、都府県単位の計数を作成することにした。すなわち、神奈川県の場合には、神奈川県信用保証協会のほかに、横浜市信用保証協会と川崎市信用保証協会があるために、これらの3協会の合計数を神奈川県の計数としている。同様に、愛知県については、愛知県信用保証協会のほかに、名古屋市信用保証協会があるために、この2つの協会の合計数を愛知県の計数としている。

まず、関東圏のデータをみると、2020年3月に東京都 (Figure 6) と神奈川県 (Figure 7) の保証承諾金額の伸び率はそれぞれ前年同月比 271.9%、127.7%と、大きく増加している。その後、保証承諾金額の伸び率が更に上昇し、2020年6月に前年同月比増のピークを迎え、7月に伸び率は低下した。保証申込のデータが利用できる東京都の推移をみると、保証申込金額の増加率は2020年3月に急上昇し、6月にピークを迎えている。このことから関東圏では信用保証の利用は3月に急増し、6月に伸び率がピークを迎えたといえる。

Figure 6 と Figure 7 には、東京都と神奈川県の代位弁済の推移も示している。東京都の場合、2020年1月には前年同月比で30%多かったのであるが、コロナ禍の進展とともにむしろ低下し、6月には前年同月比で20%ほど少なくなった。神奈川県の場合、1~7月の間、前年同月比で75%以下が続いている。特に、6月や7月は前年同月比で50%以下となっている。

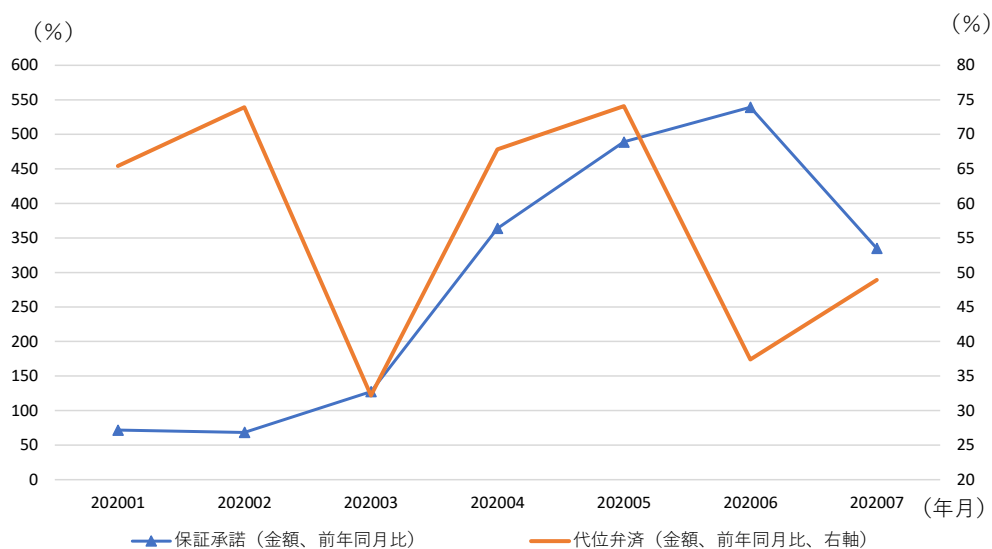
信用保証による資金供給が積極的に行われた結果、本業の苦境にもかかわらず、資金繰りをつけることができた企業が多かったことを意味しているのであろう。むしろ、通常の状態であったら代位弁済に至った企業についても資金繰りがつけられて存続している可能性が考えられる。

Figure 6 東京都の保証状況



出所：東京信用保証協会『信用マンスリー』

Figure 7 神奈川県保証状況



出所：神奈川県信用保証協会『金融機関別保証実績』、横浜市信用保証協会『金融機関別保証状況』、川崎市信用保証協会『信用保証レポート』



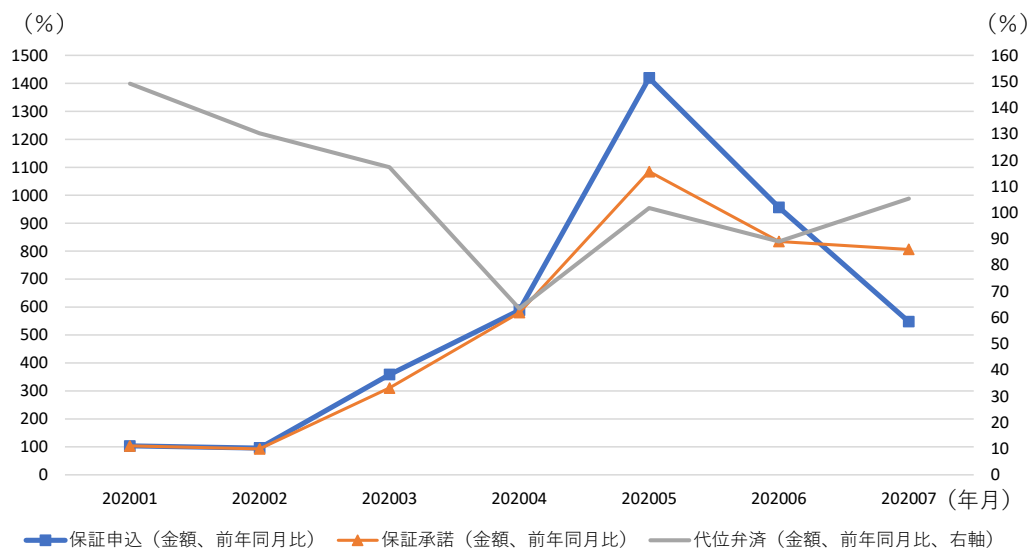
中部圏と関西圏のデータをみると、保証申込金額の前年同月比は2020年3月に急上昇し、愛知県(Figure 8)では358.6%、大阪府(Figure 9)では281.8%であり、兵庫県(Figure 10)では190.4%となった。保証申込金額の増加率のピークは愛知県、大阪府では5月、兵庫県では6月であった。

保証承諾金額の2020年3月の前年同月比は、愛知県310.2%、大阪府は234.1%であり、兵庫県184.2%であった。愛知県では5月に、大阪府も5月に保証承諾金額は前年同月比のピークを迎えた。愛知県と大阪府については、6月には保証承諾金額の前年同月比が下がっている点で、東京都や神奈川県とは少し異なっている。また、兵庫県は5月と6月がほぼ同じ水準で、関東圏と愛知・大阪の中間の状況となっている。つまり、信用保証の利用に関して地域によってピークに少しずれがある。これらの違いが生じている理由については、感染症の広がりやタイミングの問題、手元資金などの企業の財務上の問題、信用保証協会や金融機関の対応の問題などが考えられる。

愛知県の代位弁済金額は、2020年1月には前年同月比で50%増となっていたが、コロナ禍が広がる中で低下し、2020年7月で前年同月比約10%増にとどまっている。大阪府の代位弁済金額はコロナ禍の中で東京都や愛知県と異なり増加傾向が続いてきたが、2020年7月になって、前年同月比57.5%と大きく低下した。逆に、兵庫県の代位弁済金額はそれまでは横ばいであったものが、7月に前年同月比218.2%と急増した。都府県レベルの代位弁済は大型の破綻が発生すると大きく変動してしまうのであるが、件数ベースでみると7月には大阪府は減少する一方、兵庫県では増加している。

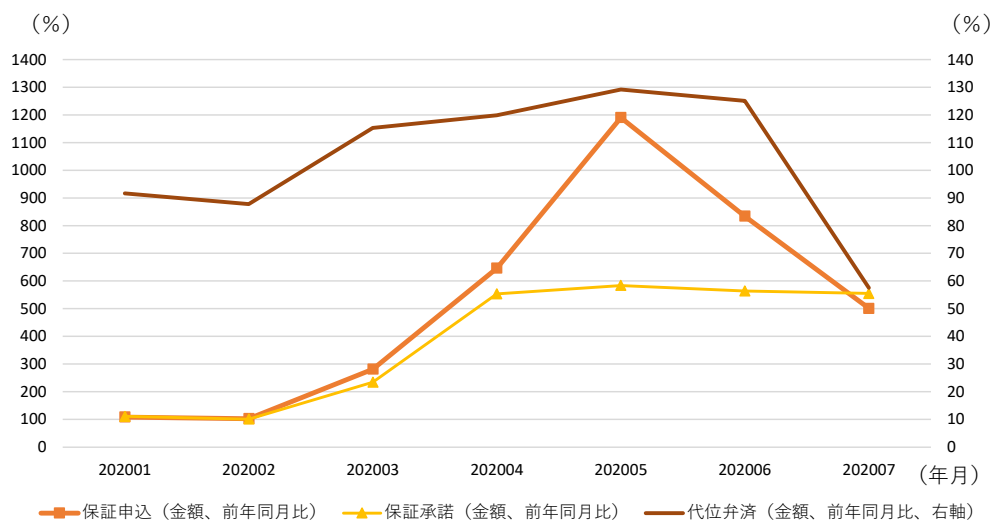
このように、前年同月比で10倍といった保証承諾の伸びによって、中小企業・小規模事業者の倒産が抑制されたものと評価できる。しかし、2019年の時期と比較して代位弁済が少なくなっていることは、コロナ禍の実体経済への影響も考えると、通常であったら資金繰りがつかなかった企業にも資金供給が行われてしまった可能性が残る。融資の現場で何が起こっていたのかより詳しく分析する必要がある。

Figure 8 愛知県の保証状況



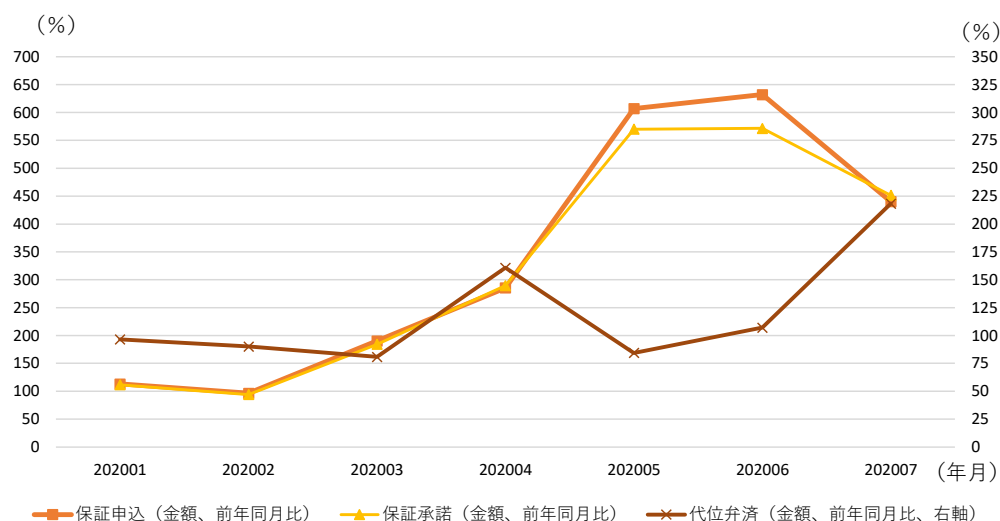
出所：愛知県信用保証協会『AICHI GUARANTEE REPORT』『事業概況月報』、名古屋市信用保証協会『事業概況報告書』

Figure 9 大阪府の保証状況



出所：大阪信用保証協会『事業概況』

Figure 10 兵庫県 の保証状況



出所：兵庫県信用保証協会『保証状況』

#### (4) 兵庫県と愛知県の業種別の利用状況

残念ながら、我々が対象にした 5 都府県において、業種別の月次データを開示しているのは兵庫県と愛知県（名古屋市を含む）のみであった。そこで、この両県について、業種別の利用状況をみることにする。

兵庫県の業種別保証承諾額の前年同月比をみると、すべての業種で 2020 年 3 月に急上昇を示している (Figure 11)。特に飲食店に対する保証承諾額は 2020 年 3 月に前年同月比で 315.6%、2020 年 4 月に 1144.7% となり他の業種と比較して圧倒的に増加している。増加の伸びは 2020 年 5 月以降低下しており、飲食業は早い段階で資金調達を行ったのである。2020 年 7 月時点でサービス業の保証承諾額の伸び率が最も高いが、すべての業種で増加率は低下傾向にある。2020 年 7 月時点で製造業に対する保証承諾額は前年同月比 522.2%、卸売業 447.4%、小売業 348.2% である。

経済産業省「2019 年企業活動基本調査」で 2018 年度における兵庫県の産業別従業員数や売上高を比較すると、従業員数や売上高の最も多い業種は製造業で全業種の 50% 強を占める (Table 10)。2 番目と 3 番目に多い業種は、小売業と卸売業である。従業員数で 4 番目に多い業種は飲食サービス業で 2018 年度は 19,071 名、全業種の 4.6% を占める。6 番目に多いサービス業の従業員数は 12,848 人で全産業の 3.1% を占める。

飲食サービス業の売上高は 2018 年度に 92,656 百万円で全業種に占める割合は 0.5%、サービス業の売上高は 213,717 百万円で 1.2% の割合を占める。割合の小さな業種も割合の大きな業種も信用保証を活用していることがわかる。

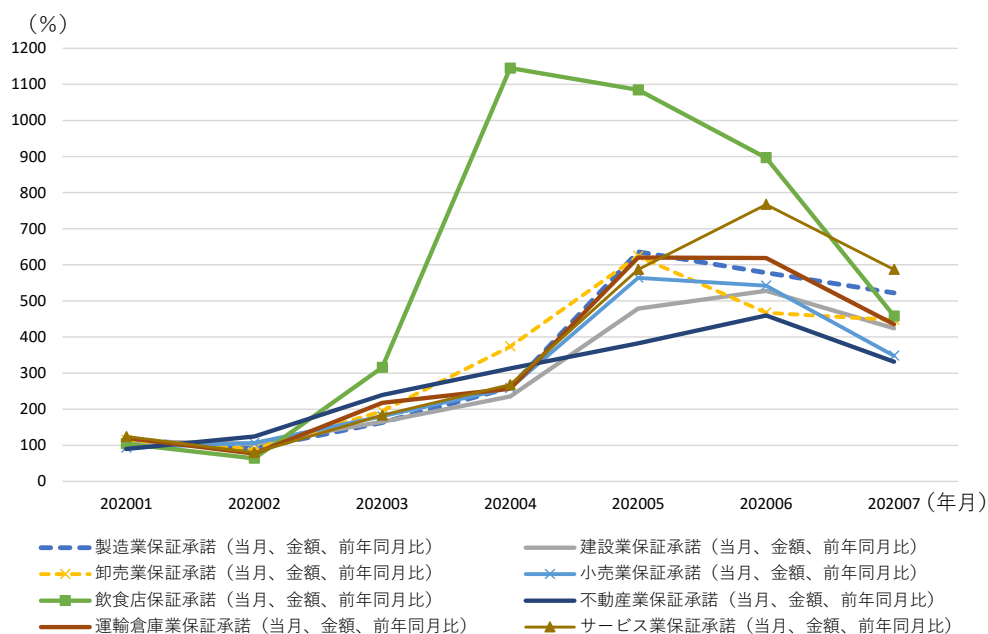
愛知県の業種別保証承諾額をみると、2020 年 4 月に保険媒介代理業・郵便業・通信業・インターネット付随サービス業の保証承諾金額の前年同月比は 1364.1% となった (Figure

12)。2020年5月には飲食店に対する保証承諾額は、2055.8%となった。

経済産業省2019年企業活動基本調査で2018年度における愛知県の産業別従業員数や売上高を比較すると、全業種の中で最も高い割合を示すのは製造業、次いで小売業と卸売業であり、兵庫県における業種割合と似ている（Table 10）。4番目は飲食サービス業で2018年度の従業員数は60,098人で全業種の5.3%を占め、2018年度の売上高は313,823百万円で全業種の0.5%を占める。兵庫県と比較して愛知県は製造業の割合が高く、売上高では59.1%を占めている。小売業は21.6%、卸売業は9%である。すべての業種に対する保証承諾額は2020年7月時点で前年同月比500%を超えており、資金の手当てが進展していることを示している。

以上をまとめると、兵庫県では、飲食業が4月には急上昇している。他の産業は5月ないし6月にピークがあり、飲食業には早い段階でかつ非常に大きな負のインパクトがあったことがわかる。また、兵庫県と愛知県を比較すると、愛知県の飲食業の信用保証の利用のピークは兵庫県よりも遅く5月であった。他方、ピークの高さにも違いがあり、愛知県の場合は5月に前年同月比で20倍以上になる一方、兵庫県では4月に11倍であった。こうしたことの原因は、感染拡大の影響や財務体質の違い、あるいは、地域の金融環境の違いなどが考えられるが、具体的な検討は今後の課題である。

Figure 11 兵庫県の業種別保証承諾金額の推移



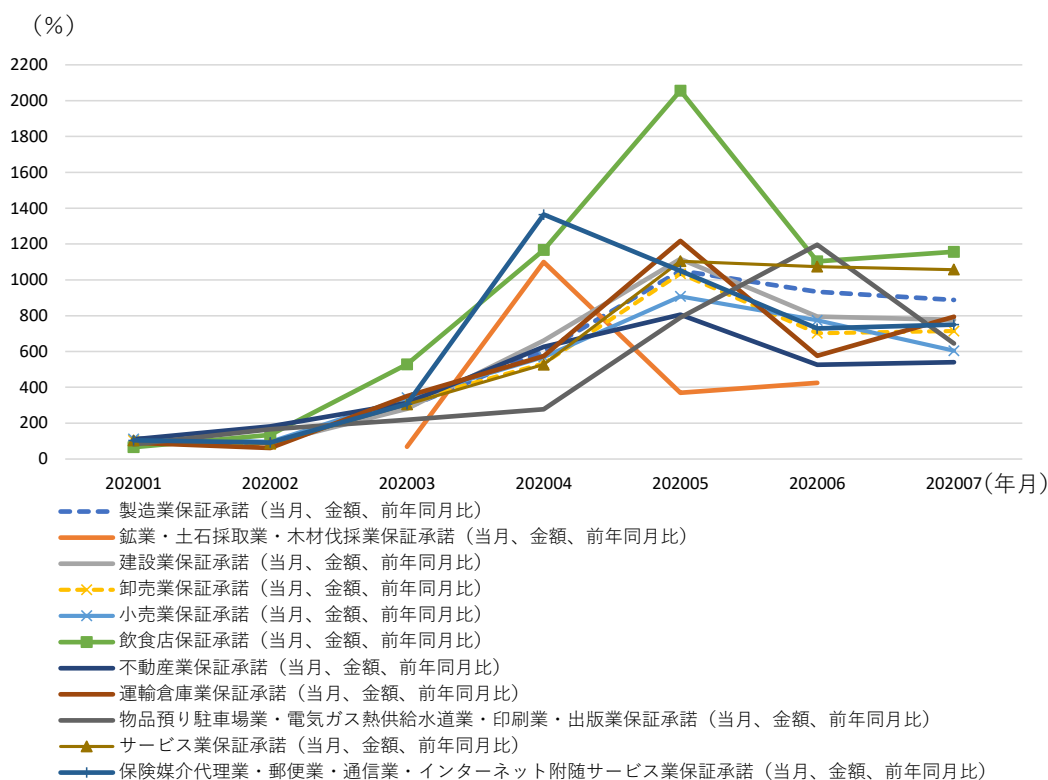
出所：兵庫県信用保証協会『保証状況』

Table 10 兵庫県と愛知県の従業者数と売上高

	兵庫県				愛知県			
	従業者数(人)		売上高(百万円)		従業者数(人)		売上高(百万円)	
製造業	212,392	51.1%	8,903,445	50.5%	613,681	53.8%	38,627,947	59.1%
小売業	81,238	19.6%	2,153,324	12.2%	210,455	18.4%	5,911,047	9.0%
卸売業	50,607	12.2%	5,412,945	30.7%	83,684	7.3%	14,140,767	21.6%
飲食サービス業	19,071	4.6%	92,656	0.5%	60,098	5.3%	313,823	0.5%
学術研究、専門・技術サービス業	15,021	3.6%	440,484	2.5%	16,677	1.5%	362,142	0.6%
サービス業(その他のサービス業を除く)	12,848	3.1%	213,717	1.2%	37,719	3.3%	399,164	0.6%
情報通信業	8,720	2.1%	181,704	1.0%	29,131	2.6%	697,135	1.1%
生活関連サービス業、娯楽業	6,141	1.5%	50,871	0.3%	12,455	1.1%	111,613	0.2%
サービス業(その他のサービス業)	3,124	0.8%	48,170	0.3%	21,578	1.9%	418,587	0.6%
その他の産業	6,127	1.5%	116,302	0.7%	20,847	1.8%	635,461	1.0%
電気・ガス業	-	-	-	-	23,052	2.0%	3,232,739	4.9%
クレジットカード業、割賦金融業	-	-	-	-	9,242	0.8%	349,033	0.5%
物品賃貸業	-	-	-	-	2,917	0.3%	165,895	0.3%
合計	415,289	100.0%	17,613,618	100.0%	1,141,536	100.0%	65,365,353	100.0%

出所：経済産業省『2019年企業活動基本調査確報－平成30年度実績－』

Figure 12 愛知県の業種別保証承諾金額の推移



注：鉱業・土石採取業・木材伐採業の保証承諾金額が0円の時期は、グラフに記載していない。

出所：愛知県信用保証協会『AICHI GURANTEE REPORT』『事業概況月報』、名古屋市信用保証協会『事業概況報告書』

### (5) 兵庫県と愛知県の利用目的の状況

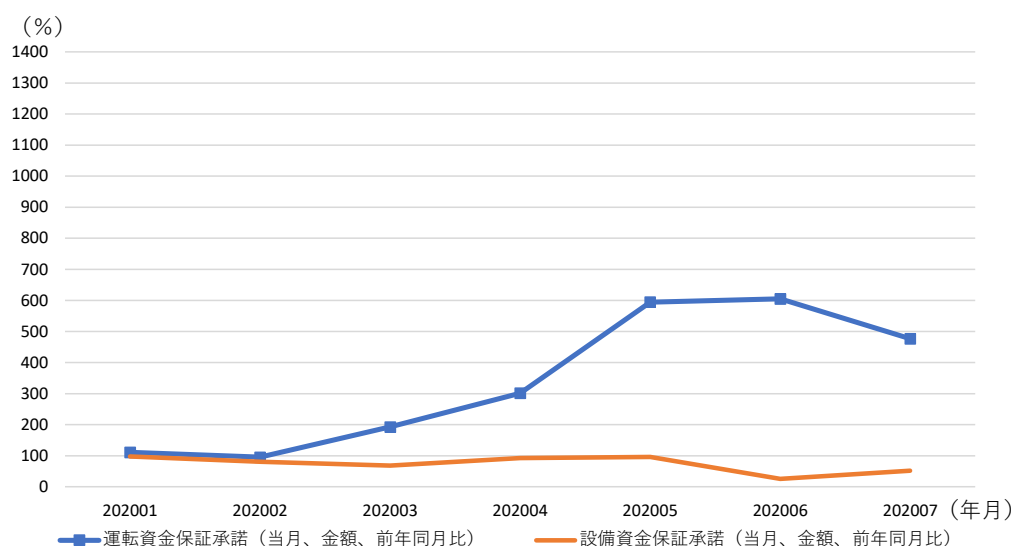
兵庫県と愛知県では、借入資金の利用目的が、設備投資資金か、運転資金かについても開示されている。

兵庫県のデータで設備資金を前年同月比で比較すると 5 月まで大きな変化はなく 6 月から前年同月比で低下傾向にあるのに対して、運転資金の保証承諾金額は 3 月以降急上昇し 6 月にピークを示し、7 月には伸び率の上昇は収まった。

愛知県における運転資金の保証承諾額の前年同月比を比較すると、兵庫県と同じく 3 月以降急上昇している。兵庫県とは違い、2020 年 5 月に伸び率のピークを示し、伸び率も大きい。2020 年 6 月には設備資金承諾金額の伸び率は 118.6%を示したが、それ以外の時期はマイナスを示しており、設備投資には資金を振り向けられない経済環境が続いていることを示唆している。

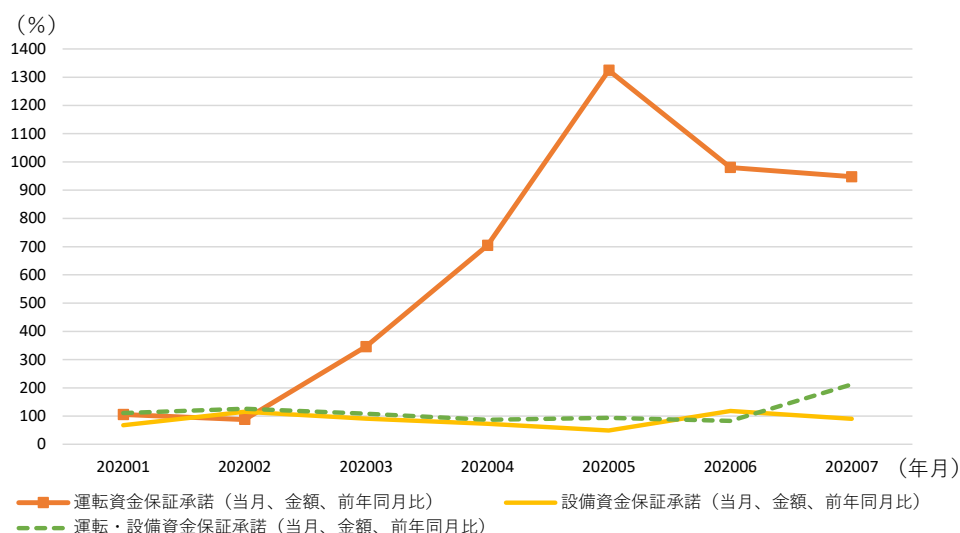
急増した信用保証制度を利用した資金は主に運転資金に使われていることがわかる。より直接的に言えば、従業員への給料や家賃の支払いを売上でまかなうことができず、信用保証付きの借入によって調達した資金が使われた可能性が強い。事業を継続するためには必要な資金ではあるが、設備投資資金とは異なって、赤字補填資金捻出の性質が強く、新しいキャッシュフローを生み出すわけではないことに注意が必要である。緊急性があり、かつ、100%保証であることから、返済可能性について十分に検討しないで貸出を実施した金融機関がいるかもしれない。借り手企業が返済財源を生み出していくために事業に対する支援がこれから求められることになる。

Figure 13 兵庫県の資金使途別保証承諾金額の推移



出所：兵庫県信用保証協会『保証状況』

Figure 14 愛知県の資金使途別保証承諾金額の推移



出所：愛知県信用保証協会『AICHI GURANTEE REPORT』『事業概況月報』、名古屋市信用保証協会『事業概況報告書』

#### (6) 金融機関の業態別の利用状況

危機が起こった場合、迅速に対応できる金融機関とそうでない金融機関があるかもしれない。常日頃から取引先企業と密接な関係があれば、危機が生じたときに迅速に資金提供できるであろう。また、内部留保などが乏しく危機発生後にすぐに信用保証を利用して借入をする必要が生じる企業が取引先に多ければ、信用保証の利用は他の金融機関に比べて先行するであろう。以下では、業態別の保証承諾金額を比較する。同じ地域で同じ経済環境下での金融機関毎の行動の違いを明らかにするために、前年同月比ではなく同年同月における業態別のシェアで保証承諾金額の動向を比較する。

東京都の業態別保証承諾金額をみると、保証承諾金額が急増した2020年3月は1月と比較して全業態に占める信用金庫の保証承諾金額の割合は9.1%ポイント、地方銀行の保証承諾金額は3%ポイント、第二地方銀行は1.2%ポイント上昇している (Table 11)。つまり、信用金庫と地方銀行、第二地方銀行が早い時期に対応したことを示す。保証承諾金額の伸び率が最大値を示した6月には、3月と比べて都市銀行の保証承諾金額の割合は5.6%ポイント、地方銀行は1.2%ポイント上昇した。6月になると都市銀行や地方銀行を取引先とする比較的規模の大きな中小企業でも信用保証を利用する必要性に直面しはじめたのであろう。

Table 12 は、神奈川県内の業態別の保証状況を示している。2020年1月と比較して3月には全業態に占める信用金庫の保証承諾金額の割合は7.8%、信用組合は0.1%ポイント上昇した。関東圏で保証承諾金額の伸び率が最大値を示した6月には、3月と比較して、全業態に占める地方銀行の保証承諾金額の割合が7.7%、信用組合は0.4%、都市銀行は0.1%ポイント上昇した。3月という早期には信用金庫や信用組合をメインバンクとする比較的規模の

小さな企業において信用保証の必要性が高まり、6月になると地方銀行をメインバンクとする比較的規模の大きな中小企業も信用保証制度を必要とするようになったことを示唆している。

**Table 11 東京都の業態別保証承諾金額シェア**

(単位：百万円、%)													
	都市銀行		地方銀行		第二地方銀行		信用金庫		信用組合		その他金融機関	合計	
202001	19,797	29.7%	6,215	9.3%	2,997	4.5%	33,874	50.7%	3,487	5.2%	383	0.6%	66,753
202002	20,087	25.3%	6,944	8.7%	3,556	4.5%	45,210	56.9%	3,078	3.9%	523	0.7%	79,398
202003	57,835	17.5%	40,748	12.3%	19,007	5.7%	197,598	59.8%	13,801	4.2%	1,651	0.5%	330,640
202004	124,694	22.3%	81,523	14.6%	30,277	5.4%	300,228	53.6%	21,154	3.8%	2,349	0.4%	560,225
202005	113,261	21.1%	64,811	12.1%	30,207	5.6%	305,274	56.9%	22,216	4.1%	1,185	0.2%	536,954
202006	241,189	23.1%	141,225	13.5%	48,906	4.7%	578,230	55.3%	35,538	3.4%	999	0.1%	1,046,087
202007	277,872	28.0%	135,005	13.6%	40,760	4.1%	506,627	51.1%	29,880	3.0%	1,238	0.1%	991,382

出所：東京信用保証協会『信用マンスリー』

**Table 12 神奈川県の実態別保証承諾金額シェア**

(単位：百万円、%)													
	都市銀行		地方銀行		第二地方銀行		信用金庫		信用組合		その他金融機関	合計	
202001	3,922	12.9%	4,980	16.4%	3,513	11.5%	17,701	58.2%	92	0.3%	210	0.7%	30,418
202002	3,896	10.8%	5,307	14.8%	3,930	10.9%	22,607	62.9%	85	0.2%	125	0.3%	35,950
202003	8,485	9.3%	11,780	12.9%	10,108	11.1%	60,079	66.0%	327	0.4%	225	0.2%	91,004
202004	14,581	9.6%	34,534	22.8%	21,916	14.4%	80,036	52.8%	307	0.2%	341	0.2%	151,715
202005	16,084	7.4%	45,375	20.8%	25,591	11.7%	129,422	59.4%	889	0.4%	504	0.2%	217,866
202006	27,948	9.4%	61,439	20.6%	26,896	9.0%	179,259	60.1%	2,429	0.8%	79	0.0%	298,051
202007	21,075	10.3%	44,254	21.7%	15,167	7.4%	121,624	59.5%	2,058	1.0%	178	0.1%	204,356

出所：神奈川県信用保証協会『金融機関別保証実績』、横浜市信用保証協会『金融機関別保証状況』、川崎市信用保証協会『金融機関別保証実績』

**Table 13 愛知県の業態別保証承諾金額シェア**

(単位：百万円、%)													
	都市銀行		地方銀行		第二地方銀行		信用金庫		信用組合		その他金融機関	合計	
202001	1,400	4.0%	2,296	6.5%	16,374	46.3%	14,877	42.1%	203	0.6%	209	0.6%	35,359
202002	1,414	3.3%	2,690	6.3%	19,457	45.9%	18,639	44.0%	175	0.4%	20	0.0%	42,395
202003	5,466	2.4%	12,232	5.5%	102,322	45.8%	101,834	45.6%	1,376	0.6%	312	0.1%	223,543
202004	7,729	3.9%	22,122	11.1%	89,672	44.8%	78,656	39.3%	1,389	0.7%	529	0.3%	200,097
202005	5,320	1.3%	37,017	9.0%	184,836	44.7%	183,453	44.4%	2,649	0.6%	157	0.0%	413,433
202006	10,110	2.3%	42,263	9.4%	168,339	37.6%	222,172	49.6%	5,000	1.1%	273	0.1%	448,157
202007	8,907	2.3%	43,024	10.9%	143,915	36.5%	193,422	49.0%	5,198	1.3%	89	0.0%	394,555

出所：愛知県信用保証協会『AICHI GUARANTEE REPORT』『事業概況月報』、名古屋市信用保証協会『事業概況報告書』

Table 13 は、愛知県の業態別の保証承諾金額の割合を見たものである。保証承諾金額が急増した2020年3月は、1月と比較して信用金庫の保証承諾金額の割合が3.5%ポイント上昇した。保証承諾金額の伸び率が最大値を示した5月には3月と比較して地方銀行の保証承諾金額は3.5%ポイント上昇した。愛知県では信用金庫の顧客が早期に信用保証の必要性に迫られ、信用金庫が対応したことを示す。一方、都市銀行の利用には目立った変化がな



く、金額でも6月の100億円が最高である。コロナ禍の第一波に対する都市銀行の対応は愛知県と東京都とは大きく異なっている。

大阪府の業態別保証承諾額を比較すると、伸び率が急増した2020年3月は2020年1月と比較して信用金庫のシェアが1.9%ポイント上昇した（Table 14）。伸び率が最大値を示した5月は3月と比較して信用金庫の保証承諾金額の割合は11%ポイント、信用組合は0.6%ポイント、第二地方銀行は0.2%ポイント上昇した。大阪府ではコロナ禍において信用金庫の顧客対応が早く、かつ対応した金額も大きかったことが分かる。

兵庫県の業態別保証承諾額（Table 15）をみると、2020年3月には1月と比べて信用組合の保証承諾金額の割合は6.3%ポイント、地方銀行の割合は3.6%ポイント上昇した。伸び率が最大値を示した6月には3月と比較して地方銀行の保証承諾金額の割合は4.9%ポイント、第二地方銀行の割合は1%ポイント上昇した。兵庫県では信用組合の顧客対応が早く、地方銀行は遅れて伸びてきている。

**Table 14 大阪府の業態別保証承諾金額シェア**

(単位：百万円、%)													
	都市銀行		地方銀行		第二地方銀行		信用金庫		信用組合		その他金融機関		合計
202001	142,948	22.8%	187,611	29.9%	8,807	1.4%	281,112	44.8%	6,516	1.0%	880	0.1%	627,875
202002	156,142	22.6%	208,898	30.3%	9,340	1.4%	307,580	44.6%	7,187	1.0%	894	0.1%	690,041
202003	192,945	21.2%	269,416	29.6%	11,374	1.3%	424,635	46.7%	9,394	1.0%	1,334	0.1%	909,098
202004	32,978	13.7%	72,946	30.4%	3,776	1.6%	125,921	52.5%	3,726	1.6%	577	0.2%	239,924
202005	71,261	12.5%	152,241	26.7%	8,370	1.5%	329,427	57.7%	9,080	1.6%	743	0.1%	571,122
202006	117,315	12.5%	269,247	28.6%	15,774	1.7%	523,427	55.6%	15,073	1.6%	1,030	0.1%	941,866
202007	175,104	13.0%	397,313	29.5%	24,412	1.8%	724,396	53.8%	25,215	1.9%	1,091	0.1%	1,347,530

出所：大阪信用保証協会『金融機関別保証状況』

**Table 15 兵庫県の業態別保証承諾金額シェア**

(単位：百万円、%)													
	都市銀行		地方銀行		第二地方銀行		信用金庫		信用組合		その他金融機関		合計
202001	1,223	4.6%	1,453	5.5%	5,712	21.6%	16,854	63.7%	1,233	4.7%	-	-	26,475
202002	1,662	5.4%	2,310	7.6%	5,179	17.0%	19,104	62.6%	2,280	7.5%	-	-	30,535
202003	3,466	4.6%	6,836	9.1%	10,126	13.5%	46,559	61.9%	8,276	11.0%	-	-	75,263
202004	4,697	5.9%	10,134	12.6%	12,835	16.0%	47,690	59.5%	4,830	6.0%	-	-	80,186
202005	7,869	4.0%	26,215	13.3%	29,054	14.7%	120,226	60.9%	14,146	7.2%	-	-	197,510
202006	8,817	3.6%	33,934	14.0%	35,083	14.5%	139,971	57.9%	24,057	9.9%	-	-	241,862
202007	7,808	4.6%	25,519	15.2%	22,851	13.6%	96,680	57.5%	15,173	9.0%	-	-	168,031

出所：兵庫県信用保証協会『保証状況』

## 6. 評価と課題

コロナ禍の第一波において、リーマンショック時と比べてもより大きな額の信用保証が認められた。これにより、中小企業の資金繰りを支えることに成功した。その結果、2020年7月までの段階では、代位弁済は低位に安定しており、企業倒産の増加を防ぐことができている。

コロナ禍の第一波はすべての都道府県で大きな影響を与えている。しかし、都府県別の詳しい状況を見ると、信用保証の利用状況にはタイミングや規模に差異が見られる。この理由としては、感染症の拡大の影響の違い、地域の産業構造や企業の財務構造の違いだけでなく、金融機関の行動の違いや、地方自治体の支援策の違いなどが影響しているものと予想される。この点については、現時点ではデータが不足して詳しい分析が難しく、今後の課題としたい。

急激な融資の拡大と、それを可能にした信用保証枠の拡大によって多くの中小企業が資金繰りをつけることはできたが、借り手企業はこれからこの巨額の借入を返済していかねばならない。とくに、コロナ禍の第一波のインパクトの大きかった飲食業は、コロナ前のような営業方法以外の営業方法によって、利益を上げて債務を返済していかねばならない。これは非常に難しい課題であり、しっかりした経営改善計画を策定して履行していくことが企業に求められている。その際には、金融機関の手厚いサポートが必要である。

一方、短期間での急激な貸出の増加に伴って、支援すべき先の企業の数も急激に増加している。これは、金融機関の支援能力を超えている心配がある。この点では、税理士などの専門家との連携や、政府機関との協力が不可欠であろう。

信用保証制度による融資が中心であったことから、民間金融機関にとっては貸し倒れのリスクがない。このために、民間金融機関が真剣に企業支援を行うインセンティブを持たない恐れがある。しかも、最長 5 年間の据置期間が設定されているために、当初の 5 年間については金利払いしか行わないし、当初の 3 年間については実質的に金利分の負担が生じないように政府補助が行われている。したがって、借り手の事業が難しくなっているのに、約定通り、金利払いが行われているので、金融機関は当該企業の経営の窮状に気がつかないかもしれない。金融機関が借り手の状況について積極的に把握するように、監督当局によるモニタリングの強化も必要であろう。

ただ、こうした企業を支援することは、監督当局ににらまれないためではない。むしろ、地域金融機関の生きる道である。そうしなければ、地域での廃業が増加してしまい、経営地盤がなくなってしまうからである。また、貸出金利競争は続いており、単純な融資では利益を上げることは難しくなっている。顧客を幅広く支援することを通じて共通価値を創出することにこそ、地域金融機関の活路があると考えられる。

## References

- Adams-Prassl, A., T. Boneva, M. Golin, and C. Rauh [2020]. Inequality in the Impact of the Coronavirus Shock: Evidence from Real Time Surveys. *Journal of Public Economics*, forthcoming.
- Baldwin, R. [2020]. Keeping the lights on: Economic medicine for a medical shock. *VoxEU.Org*. <https://voxeu.org/article/how-should-we-think-about-containing-covid-19>

economic-crisis

- Bartik, Alexander W.; Marianne Bertrand; Zoë B. Cullen; Edward L. Glaeser; Michael Luca; Christopher T. Stanton. [2020] "How Are Small Businesses Adjusting to COVID-19? Early Evidence from a Survey" National Bureau of Economic Research Working Paper 26989.
- Bodenstein, M., Corsetti, G., & Guerrieri, L. [2020]. Social Distancing and Supply Disruptions in a Pandemic.  
<https://www.federalreserve.gov/econres/feds/social-distancing-and-supply-disruptions-in-a-pandemic.htm>
- Carlsson-Szlezak, Phillip, Reeves, M., & Swartz, P. [2020, March 03]. What Coronavirus Could Mean for the Global Economy.  
<https://hbr.org/2020/03/what-coronavirus-could-mean-for-the-global-economy>
- Carlsson-Szlezak, Philipp, Reeves, M., & Swartz, P. [2020, March 27]. Understanding the Economic Shock of Coronavirus. Harvard Business Review.  
<https://hbr.org/2020/03/understanding-the-economic-shock-of-coronavirus>
- Gourinchas, P.-O. [2020]. Flattening the pandemic and recession curves. Mitigating the COVID Economic Crisis: Act Fast and Do Whatever. <http://viet-studies.net/kinhte/COVIDEconomicCrisis.pdf#page=38>
- Yamori, Nobuyoshi, [2015] "Japanese SMEs and the Credit Guarantee System after the Global Financial Crisis," *Cogent Economics and Finance* 3: 1002600 pp.1-18  
<http://dx.doi.org/10.1080/23322039.2014.1002600>
- Yamori, Nobuyoshi, [2019] "Japan's Credit Guarantee System Reform of 2017 and New Functions of Credit Guarantee Associations," in Yamori, Nobuyoshi; Yoshihiro Asai; Masao. Ojima; Kei Tomimura; Koji Yoneda [2019] *Roles of Financial Institutions and Credit Guarantees in Regional Revitalization in Japan*. the Springer Briefs in Economics Book Series (BRIEFSECONOMICS) and Kobe University Social Science Research Series, Springer, Singapore. pp.1-92.
- Yamori, Nobuyoshi; Kazumine Kondo; Kei Tomimura; Yuko Shindo; Kenya Takaku, [2013] "Japanese Banking Regulations and SME Finance under the Global Financial Crisis," *Japanese Journal of Monetary and Financial Economics* 1(1), pp.59-90.
- Zoller-Rydzek, Benedikt and Keller, Florian, COVID-19: Guaranteed Loans and Zombie Firms [2020]. Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=3619744>